

稲沢市久納奨学基金奨学生選考基準

平成30年4月1日

施行

改正 令和3年4月1日

1 人物について

稲沢市久納奨学基金規則（平成29年稲沢市教育委員会規則第6号）第5条第1項第1号に規定する稲沢市久納奨学基金奨学生願書（以下「願書」という。）及び同項第2号に規定する稲沢市久納奨学基金奨学生推薦調書（以下「推薦調書」という。）等の内容を基に審査する。

2 学業成績について

推薦調書に記載された中学校3年間の成績の平均値が5段階評価で3.0以上の者から決定する。

3 家庭の所得状況について

家庭の所得状況について、奨学金支給開始日の属する年の前年の所得金額に基づき、次の数式により算出された指数（小数点第3位以下切り捨て）が1.3以下となる者から決定する。

$$\frac{\text{同一世帯員等の前年の所得金額} - \text{特別控除額（注1）}}{\text{収入基準額（注2）}}$$

※同一世帯員等とは、願書の家族欄に記載の者をいう。

※所得金額は、給与所得の場合「給与の収入金額－給与所得控除額」、事業所得の場合「総収入金額－必要経費」をいう。

（注1）特別控除額

特別の事情	特別控除額				
母子・父子世帯	99万円				
就学者（本人を含む） のいる世帯（就学者1 人につき）	小学校		31万円		
	中学校		46万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校 高等専門学校（1～3年） 専修学校（高等課程）	国・公立	39万円	69万円	
		私立	88万円	118万円	
	高等専門学校（4・5年）	国・公立	43万円	72万円	
		私立	87万円	116万円	
	大学・短期大学	国・公立	74万円	121万円	
私立		133万円	180万円		

	専修学校（専門課程）	国・公立	36万円	81万円
		私立	102万円	147万円
障がい者のいる世帯	障がい者1人につき99万円			
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	住民税の雑損控除額			

※特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除を合わせて控除することができる。

※独立行政法人日本学生支援機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）別表第3に定める特別控除額の改正があった場合は、当該改正に準じて改正する。

（注2）収入基準額

同一世帯員等の人数	収入基準額	同一世帯員等の人数	収入基準額
1人	103万円	5人	221万円
2人	165万円	6人	234万円
3人	190万円	7人	246万円
4人	206万円		

※同一世帯員等の人数が7人を超える場合は1人増すごとに11万円を加算する。

※業務方法書別表第1第3に定める収入基準額に改正があった場合は、当該改正に準じて改正する。

4 募集人数を超える応募があった場合の取り扱い

学業成績に基づき付与する点数及び家庭の所得状況に基づき付与する点数の合計点が高いものから順に奨学生として決定する。

(1) 学業成績に基づき付与する点数

推薦調書に記載された中学校3年間の成績の平均値が高い者から順位を付け、最高順位の者に応募人数と同数の点数を付し、以下、順位が下がる毎に、1点ずつマイナスした点数を付していく。

(2) 家庭の所得状況に基づき付与する点数

「3 家庭の所得状況について」の計算式より算出された指数が低い者から順位を付け、最高順位の者に応募人数と同数の点数を付し、以下、順位が下がる毎に、1点ずつマイナスした点数を付していく。

(3) 合計点による決定

(1)及び(2)による点数の合計が高い者から順位を付け、募集人数の上限までを奨学生として決定する。

(4) 合計点が同点の場合

(1)及び(2)による点数の合計が同点の場合は、「3 家庭の所得状況について」の計算式より算出された指数が低い者を高順位として(3)を適用する。